

市民の皆様へ

第74回“社会を明るくする運動”
佐渡地区推進委員会
委員長 渡辺 竜 五
佐渡地区保護司会
会 長 石 塚 康 実

「愛の協力運動」新潟県保護観察協会会費のご協力について（お願い）

春暖の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

毎年7月を強調月間として全国一斉に行われる、法務省主唱の“社会を明るくする運動”は、地域住民の理解と協力により、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を助け、犯罪のない明るい地域社会を作ろうと実施されるもので、本年で74回を迎えました。

ここ佐渡市でも推進委員長（市長 渡辺竜五）を中心に、市内各所でこの運動が展開されますが、更生保護法人新潟県保護観察協会（理事長 花角 英世）では、本運動に合わせて「愛の協力運動」新潟県保護観察協会会員募集を行っています。

この会員募集は、市民の皆様には保護観察協会の会員になっていただき、会費という形でご浄財を拠出していただきます。その会費を“社会を明るくする運動”をはじめとした犯罪予防活動や、罪を犯した人たちの立ち直りを援助する活動を行っている保護司会、更生保護施設や民間ボランティア団体へ援助するなどして犯罪、非行のない地域づくりに活用させていただいております。

会員となり会費を納めていただくことは、強制ではなく任意です。何卒趣旨をご理解いただき、本年も「愛の協力運動」会費の納入について、ご支援ご協力いただきますよう心からお願い申し上げます。

1 会費の額について

一世帯あたり100円を目安にご協力をお願いしたいと考えておりますが、決して強制するものではありません。

2 会費の取りまとめ期間

5月31日（金）までに、各地区の嘱託員さんに会費の取りまとめをお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

佐渡地区保護司会

電話番号 57-4567

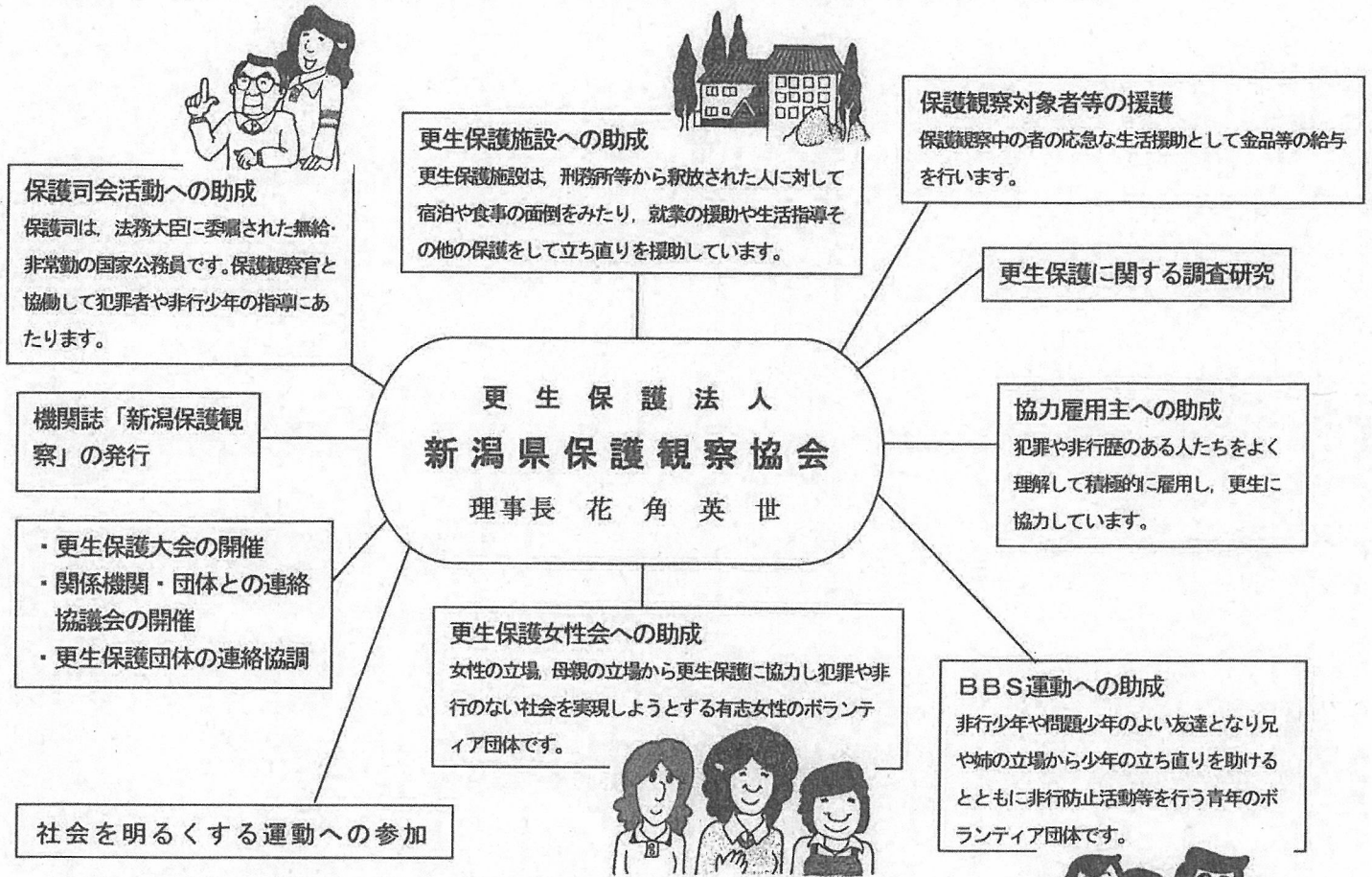
裏面参照

新潟県保護観察協会の事業のあらまし

◇更生保護とは

犯罪や非行から社会を守り、安心して暮らせる社会を築くためには、単に取り締まりを強化したり、罪を犯した人たちを罰するだけでは十分ではありません。犯罪や非行を繰り返さないよう立ち直りを図ったり、犯罪を未然に防ぐ働きかけが必要となります。更生保護とは、このように犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを援助したり、犯罪予防のための様々な活動を行うことを言います。

更生保護法人新潟県保護観察協会は、昭和34年3月法務大臣の認可を得て設立された法人で新潟県内の更生保護に従事・協力する保護司、更生保護女性会、BBS会等の民間ボランティアや更生保護施設に活動資金の助成などし、更生保護事業の充実と発展を助け、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的としています。主な事業として、次のようなものがあります。



社会を明るくする運動とは、犯罪予防活動のひとつとして毎年法務省が主唱して行われる運動です。すべての国民が罪を犯したり非行に陥った少年の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動で、毎年7月を強調月間として全国各地で様々な運動が展開されます。

“社会を明るくする運動”

【犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ】

“社会を明るくする運動”の行事

